

基本助成に加えて、加算助成があります！

① 仮住居居住加算

A B

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 当該建築場所に建替え前に居住していた。
- (2) 建築中仮住まいをする。^(※1)
- (3) 完成後申請建築物に居住する。

助成額 **40万円**

② 既存建築物除却加算

A B

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物を除却する。
- (2) 助成対象確認時に除却対象建築物が存すること。^(※2)

助成額 **50万円**

③ 主要生活道路沿道後退加算

A B C

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 道路計画に沿って、建築物を後退する。
- (2) 道路部分の維持管理の念書を提出する。
- (3) 後退距離（現況線から後退線までの距離）が10cm以上であること。

助成額 **60～100万円**^(※3)

④ 主要生活道路角地隅切り加算^(※4)

A B C

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 二方向以上、主要生活道路に接している。
- (2) その全ての道路計画に沿って建築物を後退する。
- (3) 隅切り後退をする。

助成額 **60万円**

⑤ 賃貸用共同住宅建築加算

A B

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 専有床面積が50㎡以上の住戸が4戸以上ある。
- (2) 1住戸につき1台以上の自転車が収容できる自転車駐輪場を設置する。
- (3) 共同のごみ保管施設を設置する。

助成額 **100万円**

⑥ 協調建替え建築加算^(※5)

A B

一団の土地に、まちづくりに配慮した一体性のある設計に基づく建築物を同時期に建てる。

助成額 **100万円/1棟**

⑦ 共同化建築加算

A B

一定の権利を持つ複数の建築主が、従前の敷地を共同利用して建築する。

助成額 **100万円/権利者1名**

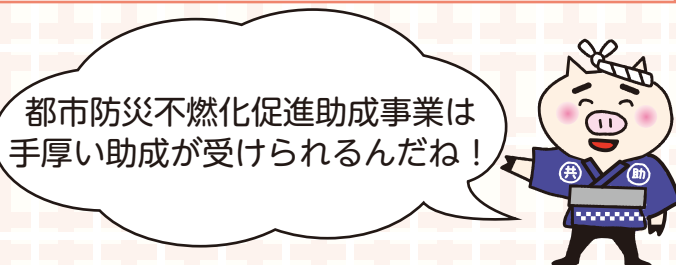
⑧ 延焼抑止加算

A B C

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 当該建築場所が、重点不燃化促進区域内である。
- (2) 共同化建築の条件を全て満たしている。
- (3) 敷地に対して、建築物の幅が70%以上ある。
- (4) 防災上有効な建築物である。^(※6)

助成額 **100万円/権利者1名**



⑨ 引越し加算^(※7)

C

当該建築場所に建替え前に居住していた。

助成額 仮住まいし建替え後の建物に居住する^(※1)
上限 **102万円**

助成額 建替え後の建物に居住しない **10万円**

⑩ 住宅型不燃建築^(※8)

C

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 建物全体で4戸以上の住戸を有し、4階以上の階は住戸。
- (2) 4階以上に専有床面積55㎡以上の住戸がある。
- (3) 建物全体で25㎡以下の住戸がないこと。

助成額 **4階以上の階の専有床面積55㎡以上の住戸の床面積合計から算出**

(※1) 交付申請の際に、賃貸借契約書の原本が必要になります。

(※2) 除却工事着工前に申請書の提出が必要になります。

(※3) 後退面積に応じて、加算助成額が変動します。
後退面積6㎡未満：60万円 6㎡以上～7㎡未満：70万円
7㎡以上～8㎡未満：80万円 8㎡以上～9㎡未満：90万円
9㎡以上：100万円

(※4) 主要生活道路が交差するものについては、隅切りが必要となり、隅切り部分の後退をする必要があります。

(※5) 協定書の提出が必要になります。

(※6) シャッターによる閉鎖がある場合は、煙感知器連動とする必要があります。

(※7) 引越し加算には、仮住居居住加算・動産移転加算・移転雑費加算が含まれます。

(※8) 管理報告・掲示板を設置する必要があります。